

令和2年度塩竈市立病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度塩竈市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般 病 床	161 床
計	161 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	47,450 人
外 来	67,141 人
計	114,591 人

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	130.0 人
外 来	276.3 人
計	406.3 人

(4) 主 要 な 建 設 改 良

医 療 機 器 購 入	132,756 千円
施 設 改 良 費	20,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第 1 款	病院事業収益		3,124,049	千円
第 1 項	医業収益		2,813,094	千円
第 2 項	医業外収益		309,955	千円
第 3 項	特別利益		1,000	千円
		支	出	
第 1 款	病院事業費用		3,121,912	千円
第 1 項	医業費用		3,064,490	千円
第 2 項	医業外費用		56,422	千円
第 3 項	特別損失		1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,520千円は当年度分損益勘定留保資金36,520千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第 1 款	資本的収入		195,186	千円
第 1 項	他会計補助金		46,486	千円
第 2 項	企業債		148,700	千円
		支	出	
第 1 款	資本的支出		231,706	千円
第 1 項	建設改良費		153,688	千円
第 2 項	企業債償還金		71,518	千円
第 3 項	長期借入金償還金		6,500	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器等リース	令和3年度	230千円
医事業務委託	令和3年度～令和4年度	158,400千円
借上公舎賃貸借	令和3年度～令和4年度	2,000千円
SPD業務委託	令和3年度～令和5年度	16,500千円
公用車リース	令和3年度～令和4年度	783千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等 整備事業	千円 148,700	証書借入	4.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における各項間の相互流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項長期借入金償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における各項間の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 1,838,710 千円 |
| (2) 交際費 | 400 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、316,800千円と定める。

令和2年2月18日 提出

塩竈市長 佐藤 光樹